

あなたの子育て応援します!!



ファミリーサポートセンターでは、
 「子育てを手伝ってほしい人」（利用会員）と
 「子育てを手伝いたい人」（提供会員）が会員となって
 一時的・臨時的に有料で助け合いを行います。

支援できる内容

- ☆ 保育施設等（保育園、幼稚園、託児所、放課後児童クラブ、小中学校）までの子どもの送迎を行ないます。
- ☆ 保育施設等の開始時間まで、又は終了時間後に子どもを預かります。
- ☆ 保育施設等が休みのときに子どもを預かります。
- ☆ 冠婚葬祭のときに子どもを預かります。
- ☆ 子どもの習い事の送迎を行ないます。
- ☆ 保護者の病気のときに子どもを預かります。

会員になるには…

ファミリーサポートを利用するには会員登録が必要になります。
 申込み用紙はファミリーサポートセンター又は町HPに掲載しています。



会員の種類と条件

利用会員	両方会員	提供会員
町内に居住又は勤務し、生後6か月から高校3年生までのお子さんの保護者の方	利用会員・提供会員を兼ねる方	町内に居住している20歳以上の方で、心身ともに健康で、子育て支援に熱意がある方

※提供会員になるためには、事前に提供会員養成講習会を受講していただきます。

☆令和6年4月1日から利用料金基準額の改定及び提供会員に対して助成金の交付を行います。

利用料金の基準…1時間あたり

利用日	時間帯	改正後の利用料金 (円/時間) ①	提供会員への町からの助成 (円/時間) ②	提供会員受領額 (円/時間) ①+②
平日（月～金）	7:00～19:00	700円→500円	500円 ただし、兄弟姉妹を預かる場合は2人目からは1/2	1,000円
上記以外		800円→600円		1,100円

※食事やおやつを提供会員が用意した場合、利用会員はその実費を別途支払います。

※送迎等で提供会員が車を使用した場合、利用会員は1kmあたり20円を別途支払います。

※提供会員への助成金については、別途、申請・請求が必要になります。

利用料助成事業

○経済的負担軽減を図るため、対象の方に利用料を助成します。

◇対象となる方…ひとり親家庭医療費助成受給者・生活保護世帯・前年度市町村民税が非課税世帯

ダブルケア負担世帯（育児と介護を行っている世帯）・障害児、多胎児のいる世帯

◇助成額…1か月の利用料の半額（1か月あたり1万円を限度）

■ お問合せ・お申込みは…

那須町ファミリーサポートセンター（子育て支援センター内）

TEL 0287-71-1137 受付時間：午前9時～午後5時（土日・祝日・年末年始除く）